



Vapour Booster Pump Fluid 201

Edwards 日本、EDWARDS JAPAN LTD.

Chemwatch: 5292-81

バージョン番号: 7.1.1.1

安全データシート - JIS Z 7253 : 2012 準拠

発行日: 18/12/2018

印刷日: 09/01/2019

L.GHS.JPN.JA

セクション1 化学品及び会社情報

製品に関する情報

製品名	Vapour Booster Pump Fluid 201
同義語	H02601055, H02601057
他の製品特定手段	データ無し

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途及び使用上の制限	製造者の指示に従い使用すること。
--------------	------------------

供給者の詳細

供給者の会社名称	Edwards 日本、EDWARDS JAPAN LTD.	Edwards Services, s.r.o.
住所	〒276-8523 千葉県八千代市吉橋1078-1 (販売およびサービス) 276-8523 Japan	Jana Sigmunda 300, Lutín, 783 49 Czech Republic
電話番号	+81 47 458 8831	+420 580 582 728
FAX番号	データ無し	データ無し
ホームページ	www.edwardsvacuum.com	www.edwardsvacuum.com
e-メール	info@edwardsvacuum.com	info@edwardsvacuum.com

緊急連絡電話番号

会社名	データ無し	データ無し
緊急連絡電話番号	データ無し	データ無し
その他の緊急連絡電話番号	データ無し	データ無し

CHEMWATCH 緊急時対応

主番号	代替番号 1	代替番号 2
+81 800 080 4344	+81 50-3204-4966	

一旦接続し、メッセージがお好みの言語に存在しない場合はダイヤル06をご覧ください

セクション2 危険有害性の要約

化学物質又は混合物の分類

分類	該当しない
----	-------

GHSラベル要素

絵表示:	該当しない
------	-------

注意喚起語	該当しない
-------	-------

危険有害性情報

該当しない

注意書き: 安全対策

該当しない

注意書き: 応急措置

該当しない

注意書き: 保管(貯蔵)

該当しない

注意書き: 廃棄

該当しない

セクション3 組成および成分情報

Vapour Booster Pump Fluid 201

物質

混合物の組成については、以下のセクションを参照してください

混合物

CAS番号	%[重量]	名称	官報公示整理番号	
			化審法	安衛法
8042-47-5	100	流動パラフィン	-	公表

セクション4 応急措置

必要な応急措置の説明

眼に入った場合	眼に入った場合： ▶ 直ちに水で洗浄すること。 ▶ 刺激が続く場合、医師の手当てを受けること。 ▶ 眼に損傷がある場合、コンタクトレンズの取り外しは、専門家に任せること。
皮膚に付着した場合	皮膚又は毛髪に付着した場合： ▶ 流水で皮膚および毛髪を洗浄すること。必要に応じて石鹸を使用すること。 ▶ 炎症がある場合には、医師の手当てを受けること。
吸入した場合	▶ ガス、エアゾールまたは燃焼生成物を吸入した場合、汚染区域から退去すること。 ▶ 通常、他の措置を講じる必要はないと考えられている。
飲み込んだ場合	▶ 飲み込んだ場合、無理に吐かせないこと。 ▶ 嘔吐した場合、気道の確保および誤嚥防止のため、患者を前傾あるいは左側臥位にし、可能であれば頭を下にした状態を保つこと。 ▶ 患者の経過観察を行うこと。 ▶ 眠気や意識不明状態などの意識低下がみられる場合、水を与えてはならない。 ▶ 口内を洗い流すために水を与え、その後患者が無理なく飲める量の液体をゆっくりと与えること。 ▶ 医師の診断を受けること。

医師に対する特別な注意事項

対症療法を行うこと。

セクション5 火災時の措置

消火剤

- ▶ 泡沫
- ▶ 乾燥化学粉末
- ▶ 二酸化炭素
- ▶ 水スプレーまたは霧 - 大規模火災時のみ

特有の危険有害性

火災の際に避けるべき条件	▶ 発火する危険性があるため、硝酸塩、酸化性酸、塩素系漂白剤、プール用塩素などの酸化剤による汚染を避けること。
--------------	---

消火活動に関する情報

特有の消火方法	▶ 消防に通報し、事故の場所と危険有害性に関する情報を伝えること。 ▶ 呼吸装置を備えた保護衣および保護手袋を着用すること。 ▶ あらゆる手段を用いて、排水路または水路への漏出物の流入を防ぐこと。 ▶ 水の微細噴霧を利用し、鎮火および火災現場周辺の冷却に努めること。
火災及び爆発の危険性	▶ 可燃性である。 ▶ 熱または炎へのばく露による火災の危険性は低い。 ▶ 加熱により、容器の激しい破裂を伴う膨張や分解が生じることがある。 ▶ 燃焼時に分解し、一酸化炭素 (CO) の毒性ガスを発生することがある。 燃焼生成物の例： 二酸化炭素 (CO ₂) 有機物の燃焼による特有の熱分解生成物 倉庫あるいは閉鎖的な保管場所では、十分な換気を行うこと。

セクション6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

セクション 8 参照

環境に対する注意事項

セクション 12 参照

封じ込め及び浄化の方法及び機材

小規模漏出の場合	▶ 全ての発火源を除去すること。 ▶ 直ちに全ての漏出物を除去すること。 ▶ 蒸気の吸入、皮膚および目との接触を避けること。 ▶ 保護具を着用し、人体への接触を抑制すること。
大規模漏出の場合	中程度の危険有害性 ▶ 現場から人員を退去させ、風上へ移動させること。 ▶ 消防に通報し、事故の場所と危険有害性に関する情報を伝えること。 ▶ 呼吸装置を備えた保護衣および保護手袋を着用すること。 ▶ あらゆる手段を用いて、排水路または水路への漏出物の流入を防ぐこと。

Vapour Booster Pump Fluid 201

個人用保護具に関する情報については、SDSのセクション8をご参照ください。

セクション7 取り扱い及び保管上の注意

安全な取扱のための予防措置

安全取扱注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 吸入を含む、人体へのあらゆるばく露を避けること。 ▶ ばく露の可能性がある場合は、保護衣を着用すること。 ▶ 換気の良い場所で使用すること。 ▶ 窪地および排水だめでの濃縮を避けること。
他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 元の容器のまま保管すること。 ▶ 容器を完全に密封して保管すること。 ▶ 禁煙。裸火または発火源となるものの使用禁止。 ▶ 換気の良い冷乾所に保管すること。

混触危険性を含む、安全な保管条件

適切な保管条件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 金属缶またはドラム缶 ▶ 製造者が推奨する容器を使用すること。 ▶ すべての容器に明確なラベルが貼り付けられていることおよび漏れないことを確認すること。
避けるべき保管条件	<p>注意： 加熱した物質に水が接触すると、発泡または蒸気爆発を起こし、加熱物質の飛散により重度の熱傷を生じることがある。容器から溢れ出し、火災を引き起こすことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 酸化剤との反応を避けること。

セクション8 ばく露防止及び保護措置

管理パラメーター

許容濃度(OEL)

成分に関する情報

出典	成分	物質名	TWA	STEL	ピーク	注記
日本産業衛生学会：許容濃度	white mineral oil (petroleum)	鉱油ミスト	3 mg/m3	データ無し	データ無し	データ無し

緊急ばく露限度

成分	物質名	TEEL-1	TEEL-2	TEEL-3
Vapour Booster Pump Fluid 201	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し

成分	オリジナルIDLH	改訂IDLH
流動パラフィン	2,500 mg/m3	データ無し

物質データ

ばく露管理

適切な工学的管理方法	<p>工学的管理（設備対策）は、危険有害性を排除するため、または作業員を危険有害性から防御するために使用される手法である。適切に設計された工学的管理（設備対策）により、通常、作業員が関与することなく、作業員を効果的に保護することができる。</p> <p>工学的管理（設備対策）の基本： 工程管理 - 作業または作業工程に変更を加え危険性を低減する。 放出源の密閉および/または隔離 - 作業員を物理的危険有害性から隔離する。換気 - 効果的に作業環境の空気を入れ替える。適切に設定されている場合、換気により空気中の汚染物質を排除または希釈することができる。換気システムは、特定の工程および使用する化学物質または汚染物質に合わせて設計する必要がある。 雇用主は、作業員の過剰ばく露を避けるために複数の制御手法を用いる必要がある。</p>
個人保護措置	
眼/顔面の保護	<ul style="list-style-type: none"> ▶ サイドシールド付きの保護メガネ。 ▶ ケミカルゴーグル。 ▶ コンタクトレンズの使用は、特殊な危険有害性を引き起こすことがある。ソフトコンタクトレンズは、刺激物を吸収・濃縮することがある。レンズの装着および使用制限を明記した方針文書を作業の種類または場所ごとに作成しておくこと。当該文書には、レンズによる使用化学物質群の吸収および吸着に関する評価結果、および障害例の記録等を掲載すること。医療関係者や救急隊員はレンズの取り外しについての訓練を受け、同時に適切な器具を速やかに使用できるよう準備しておくべきである。化学物質へのばく露時には、直ちに洗眼し、速やかにレンズを取り外すこと。眼の発赤または刺激の初期兆候が見られる場合には、レンズを取り外すこと。レンズの取り外しは、清潔な環境において、手をよく洗ってから行なうべきである。[CDC NIOSH Current Intelligence Bulletin 59], [AS/NZS 1336 またはその他の国家規格]
皮膚の保護	以下の手の保護具を参照してください。
手/足の保護	<p>用途に応じて適切な耐久性および適合性を有する手袋の種類を選択すること。手袋を選択する際は、下記項目に重点を置き適切なものを選ぶこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 使用頻度と接触時間 ▶ 素材の耐薬品性 ▶ 手袋の厚さ ▶ 手袋の作業性 <p>各国の規格に従い試験された手袋を選択すること（欧州規格EN 374、US F739、AS/NZS 2161.1、その他の国家規格など）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 長時間または頻繁に接触する場合は、保護等級5以上の手袋（欧州規格EN 374、AS/NZS 2161.10.1、その他の国家規格など）に従い破過時間240分以上）を推奨する。 ▶ 接触時間が短い場合は、保護等級3以上の手袋（欧州規格EN 374、AS/NZS 2161.10.1、その他の国家規格など）に従い破過時間60分以上）を推奨する。 ▶ ポリ塩化ビニル製などの化学用保護手袋を着用すること。

Vapour Booster Pump Fluid 201

	▶ ゴム製などの安全靴または安全長靴を着用すること。
身体の保護	以下の他の保護具を参照してください。
他の保護	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防護用密閉服(つなぎ型) ▶ 塩化ビニル製エプロン ▶ 保護クリーム ▶ 皮膚洗浄クリーム ▶ 洗眼用設備

呼吸器の保護

A-P タイプフィルタ (十分な容量を有するもの)

呼吸ゾーンでのガス/粒子の濃度が「暴露基準」(またはES)に達するか、それを上回る場合、呼吸器保護が必要となる。必要とされる保護の度合いは面体およびフィルターの等級によって異なり、保護の種類はフィルターのタイプにより異なる。

防護係数	ハーフフェイス呼吸器	フルフェイス呼吸器	電動ファン付き呼吸器
10 x ES	A-AUS P2	-	A-PAPR-AUS P2
50 x ES	-	A-AUS P2	-
100 x ES	-	A-2 P2	A-PAPR-2 P2 ^

^ -フルフェイス

緊急事態時に現場に進入する場合、または酸素濃度や蒸気濃度が不明なエリアでは、カートリッジ式呼吸器用保護具を使用しないこと。カートリッジ式呼吸器用保護具を着用しているにもかかわらず、なんらかの臭いを察知した場合は、直ちにその汚染区域から退去すること。臭いを察知した場合、その呼吸器用保護具が適切に機能していない、蒸気濃度が非常に高い、または、保護具が着用者に合っていないことが考えられる。このようにカートリッジ式呼吸器用保護具の使用には制限があるため、適切な状況においてのみ使用が認められている。

セクション9 物理的及び化学的性質

物理的および化学的性質に関する基本情報

外観	データ無し		
物理的状态	液体	比重 (水 = 1)	~0.865
臭い	データ無し	n-オクタノール/水 分配係数	データ無し
臭気閾値	データ無し	自然発火温度 (°C)	>250
pH (製品)	~7.0	熱分解温度	データ無し
融点 / 凝固点 (°C)	データ無し	粘度 (cSt)	データ無し
沸点/沸騰範囲(°C)	データ無し	分子量 (g/mol)	該当しない
引火点 (°C)	196	味	データ無し
蒸発速度	データ無し	爆発性	データ無し
引火性	該当しない	酸化作用	データ無し
爆発範囲-上限(%)	データ無し	表面張力 (dyn/cm or mN/m)	データ無し
爆発範囲-下限(%)	データ無し	揮発成分 (%vol)	データ無し
蒸気圧 (kPa)	データ無し	ガスグループ	データ無し
水溶解性	混ざらない	溶液のpH (1%)	データ無し
蒸気密度 (大気 = 1)	データ無し	VOC g/L	データ無し

セクション10 安定性及び反応性

反応性	セクション 7 参照
化学的安定性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 混触危険性物質が存在する。 ▶ 製品は安定していると考えられる。 ▶ 危険な重合反応は起こらないと考えられる。
危険有害反応可能性	セクション 7 参照
避けるべき条件	セクション 7 参照
混触危険物質	セクション 7 参照
危険有害な分解生成物	セクション 5 参照

セクション11 有害性情報

毒物学的影響に関する情報

吸入した場合	<p>(動物モデルを使用するEC指令の分類に基づく) 有害な健康影響を及ぼす物質または気道刺激性物質とは考えられていない。しかしながら、適正衛生規範 (GHP) に従い、ばく露を最小限に抑え、作業環境下では、適切な制御手法を用いることが必要である。</p> <p>油の飛沫またはエアゾールを吸入すると、不快感が生じ、肺に化学的炎症が生じることがある。</p>
---------------	---

Vapour Booster Pump Fluid 201

飲み込んだ場合	EC指令または他の分類基準により、「飲み込むと有害」に分類されていない。これは、動物またはヒトデータが不足しているためである。しかしながら、既に臓器障害（肝臓や腎臓等の障害）を患っている場合は、経口摂取により、人体に健康障害を引き起こすことがある。物質の有害性または毒性を特定するための現行の定義は、一般的に、疾病や健康障害等を引き起こす羅病量ではなく致死量に基づく。胃腸を刺激し、吐き気および嘔吐といった症状が生じるが現われることがある。しかしながら、作業環境における微量の経口摂取はあまり心配する必要はないと考えられている。
皮膚に付着した場合	脂肪または油と混和し、非アレルギー性接触皮膚炎と呼ばれる皮膚反応を引き起こし、皮膚が脱脂されることがある。EC指令に記述されるような刺激性接触皮膚炎が起こることはあまりない。 炭化水素へのばく露は、不整脈を引き起こすことがある。中度の毒性が生じると、めまい、頭痛、吐き気が生じることがある。重度の毒性が生じると、肺機能が低下し、意識喪失または死に至ることがある。炭素数C4の炭化水素は、特に神経系に有害である。石油ガス（オレフィン不純物含有）の吸入は、眠気を誘発することがある。酸素濃度減少により、呼吸不全、精神障害、協調運動障害、思考力低下、吐き気および嘔吐を伴う重度のチアノーゼおよび窒息が生じることがあり、意識喪失および死に至ることがある。 開放創、擦り傷または炎症がある場合は、皮膚への接触を避けること。 皮膚疾患がある場合、症状を悪化させることがある。
眼に入った場合	この液体は、（EC指令の分類に基づく）刺激性物質とは考えられていないが、眼に入った場合、流涙または結膜発赤（風焼けの症状と同様）を特徴とする一過性の不快感を生じることがある。
慢性毒性	主なばく露経路は、皮膚、眼との接触事故、および蒸気（特に高温下での）吸入である。 いかなる化学品を扱う場合でも、適切な作業手順に従い、保護されていない素肌への接触、作業環境における蒸気、ミストまたは粉じんの吸入、経口摂取を避けなければならない。

Vapour Booster Pump Fluid 201	毒性	刺激性
	Oral (Rat) LD50: 5000 mg/kg ^[2]	データ無し
流動パラフィン	毒性	刺激性
	吸入（ラット）LC50: 7.64 mg/l4 h ^[1]	データ無し
	経口（ラット）LD50: >5000 mg/kg ^[1]	
	経皮（ウサギ）LD50: >2000 mg/kg ^[1]	
凡例:	1. 欧州ECHA登録物質 - 急性毒性 - から得られた値。 2. *の値は製造者のSDSから得られた値。特に注記のないデータはRTECSから抽出した値。	

流動パラフィン	〔潤滑系の油〕の区分に含まれる化学物質は、製造過程および物理化学的観点の両方で結びつけられている。特定の蒸留油における潜在毒性は、加工・処理の程度または範囲に反比例する。なぜなら、これらの化学物質による悪影響は、望ましくない成分と関連する。 望ましくない成分の量は、処理の程度と反比例する。 処理の程度または範囲が同じである蒸留油は、類似の毒性を有する。 IARCにより、グループ3（発がん性を分類できない）に分類される。発がん性の証拠が不十分であるか、または動物実験に限定されると考えられる。
---------	--

急性毒性	×	発がん性	×
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	×	生殖毒性	×
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	×	特定標的臓器毒性 - 単回ばく露	×
呼吸器感受性又は皮膚感受性	×	特定標的臓器毒性 - 反復ばく露	×
生殖細胞変異原性	×	吸引性呼吸器有害性	×

凡例: × - データ入手可能であるかないか、分類基準を満たしていません
✓ - 分類済み

セクション12 環境影響情報

生態毒性

Vapour Booster Pump Fluid 201	エンドポイント	試験期間 (時間)	種	値	出典
	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し
流動パラフィン	エンドポイント	試験期間 (時間)	種	値	出典
	LC50	96	魚類	1.13mg/L	2
	EC50	48	甲殻類	2mg/L	2
	EC50	72	藻類または他の水生植物	1.714mg/L	2

凡例: 1. IUCLID毒性データ 2. 欧州ECHA登録物質 - 生態毒性情報 - 水生毒性 3. EPIWIN Suite V3.12 (QSAR) - 水生毒性データ (予測) 4. 米国環境保護庁, Ecotoxデータベース - 水生毒性データ 5. ECETOC水生環境有害性評価データ 6. NITE (日本) - 生物濃縮性データ 7. METI (日本) - 生物濃縮性データ 8. ベンダーデータ から抽出

Vapour Booster Pump Fluid 201

下水道または水路に排出しないこと。

残留性・分解性

成分	残留性: 水域/土壌	残留性: 大気
	すべての成分のデータ無し	すべての成分のデータ無し

生体蓄積性

成分	生物濃縮性
	すべての成分のデータ無し

土壌中の移動性

成分	移動性
	すべての成分のデータ無し

セクション13 廃棄上の注意

廃棄方法

製品/容器/包装の廃棄方法	廃棄物の処理要件を定める法規制は、国や地域により異なる。現地で施行されている法規制を確認すること。地域によっては、特定廃棄物の追跡管理が必要となる。 段階的な管理が一般的である（取扱者による調査が必要）： <ul style="list-style-type: none"> ▶ リデュース - 廃棄物の発生抑制 ▶ リユース - 再使用 ▶ リサイクル - 再生資源の利用 ▶ 廃棄（最終手段） 本製品は、未使用の場合や汚染されていないが意図する用途に適さない場合には、リサイクルしてもよい。汚染されている場合には、ろ過、蒸留またはその他の方法による再生が可能な場合もある。このような判断をする場合、保管寿命も考慮すべきである。取扱い中に物質の性質が変わる可能性があり、その場合には再生利用や再使用が適切とはなり得ない点に注意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 器具の洗浄に用いた洗浄水は排水路に流入させないこと。 ▶ 器具の洗浄に用いた洗浄水は、排出する前にすべて回収し適切な処理を施す必要がある。 ▶ 下水道への排出は国内法規制の対象となることがあるため、常に、その国内法規制の要件を考慮しなければならない。 ▶ 不明な点は、担当当局に問い合わせること。 ▶ 製造者にリサイクルの可否を問い合わせ、可能な場合はリサイクルすること。 ▶ 廃棄する場合は廃棄物の処理を管理している都道府県・市町村に問い合わせること。 ▶ 残留物は、認可を受けた処分場で焼却または埋立処分すること。 ▶ 容器は、可能であれば再生利用、もしくは認可を受けた埋立処分場に廃棄すること。
---------------	--

セクション14 輸送上の注意

要求されるラベル

海洋汚染物質	いいえ 該当しない
--------	--------------

陸上輸送 (UN): 危険物輸送規制対象外

航空輸送 (ICAO-IATA / DGR): 危険物輸送規制対象外

海上輸送 (IMDG-Code / GGVSee): 危険物輸送規制対象外

MARPOL 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送

該当しない

セクション15 適用法令

物質又は混合物に特有な安全、健康および環境に関する規制

流動パラフィン(8042-47-5)に関する適用法令

国際がん研究機関(IARC) - IARCモノグラフにより分類された化学物質
日本安衛法：名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

日本産業衛生学会 許容濃度 (英語)
日本産業衛生学会：許容濃度

労働安全衛生法	名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 文書の交付				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>政令名称</th> <th>政令番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉱油</td> <td>9-168</td> </tr> </tbody> </table>	政令名称	政令番号	鉱油	9-168
政令名称	政令番号				
鉱油	9-168				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>政令名称</th> <th>政令番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉱油</td> <td>9-168</td> </tr> </tbody> </table>	政令名称	政令番号	鉱油	9-168
政令名称	政令番号				
鉱油	9-168				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>政令名称</th> <th>政令番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当しない</td> <td>該当しない</td> </tr> </tbody> </table>	政令名称	政令番号	該当しない	該当しない
政令名称	政令番号				
該当しない	該当しない				
	関連する法令・条例				

Vapour Booster Pump Fluid 201

	危険物 - 酸化性の物	該当しない	
	危険物 - 引火性の物	該当しない	
	有機溶剤	該当しない	
	特定化学物質	該当しない	
化管法 -	分類	政令名称	政令番号
	該当しない	該当しない	該当しない
毒物及び劇物取締法	該当しない		
化審法	優先評価化学物質	該当しない	
	第1種特定化学物質	該当しない	
	第2種特定化学物質	該当しない	
	監視化学物質	該当しない	
	一般化学物質	該当しない	

国家インベントリ状況

国家インベントリ	現状
オーストラリア - AICS	はい
カナダ - DSL	はい
カナダ - NDSL	いいえ (流動パラフィン)
中国 - IECSC	はい
欧州 - EINEC / ELINCS / NLP	はい
日本 - ENCS	いいえ (流動パラフィン)
韓国 - KECI	はい
ニュージーランド - NZIoC	はい
フィリピン - PICCS	はい
米国 - TSCA	はい
凡例:	はい=全ての成分は在庫にあり いいえ=決定されていないか、1つ以上の成分が在庫に無く、リストから除外されていない (括弧内の特定の成分を参照)

セクション16 その他の情報

改訂日	18/12/2018
最初の発行日	15/04/2018

SDSバージョンの概要

バージョン	発行日	更新されたセクション
5.1.1.1	05/07/2018	材料
6.1.1.1	05/07/2018	緊急時の電話番号
7.1.1.1	18/12/2018	緊急時の電話番号

他の情報

製品および各成分の分類は、公式かつ信頼性の高い情報源や、参考文献を使用したChemwatch分類委員会独自の評価によるものです。

SDSはハザードコミュニケーションのツールであり、リスクアセスメントの一助として使用されるべきである。掲載されているハザードが、作業場やその他の環境においてリスクをもたらすか否かは、様々な要素により決定される。暴露シナリオを参照することにより、リスクが特定されることもある。使用規模、使用頻度および現行の設備管理も考慮しなければならない。

定義および略語

PC-TWA: 時間・荷重平均許容濃度 PC-STEL: 短時間許容濃度-暴露限界 IARC: 国際がん研究機関 ACGIH: 米国産業衛生専門家会議 STEL: 短期間ばく露限度 TEEL: 一時的緊急ばく露限度 IDLH: 生命及び健康に直ちに危険を及ぼす環境空気の状態 OSF: 臭気安全係数 NOAEL: 無毒性量 LOAEL: 最小毒性量 TLV: 許容濃度閾値 LOD: 検出限界 OTV: 臭いの閾値 BCF: 生物濃縮係数 BEI: 生物学的ばく露指標

当データシートは著作権により保護されており、著作権法により許可される個人的な研究、リサーチ、批評もしくは論評等公正な目的に使用する以外には、ケムウォッチ(TEL: +61 3 9572 4700)からの書面による許可が無い限り、いかなる部分の複製も方法を問わず禁じられています。